

多摩市道路施設等の管理に係るアダプト（里親）制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、道路施設等の身近な公共空間の美化及び清掃について、市民及び団体が、道路施設等の里親としてボランティアで管理するアダプト（里親）制度の実施に関し必要な事項を定め、もって居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（申請）

第2条 道路施設等のアダプトを希望する者（5人以上の複数の者がグループでアダプトを希望する場合は、その代表者）は、市と協議のうえ、自ら管理しようとする道路施設等の実施区域を定め、市長に道路施設等管理アダプト申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（認定通知書の交付等）

第3条 市長は、前条の規定により道路施設等管理アダプト申請書の提出があった場合において、その内容を審査し道路施設等のアダプトとして適当と認めるときは、当該実施区域における道路施設等管理のアダプトと決定し、申請者に対し道路施設等アダプト認定通知書（第2号様式）を交付し、適当でないとき認めるときは、その理由を付して、道路施設等アダプト不認定通知書（第3号様式）を交付する。

（合意書の取り交わし等）

第4条 市長は、前条の規定により道路施設等アダプト認定通知書の交付を受けた者と、道路施設等アダプト合意書（第4号様式）を取り交わすものとする。

2 前項の道路施設等アダプト合意書によるアダプト認定の有効期間は、原則として、年度当初から1年間とする。ただし、有効期間の更新時期は年度末とし、次の翌年からアダプトの取消し及び内容の変更が特に無い場合は継続するものとして解釈し、アダプト認定の有効期間は1年ごとに延長する。

3 第1項の道路施設等アダプト合意書を取り交わした者（以下「実施団体」という。）は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) メンバー表（当初及びメンバーの変更があったときに提出）
- (2) 道路施設等アダプト年間活動報告書（第5号様式。年度終了時に提出）
- (3) 第1号で定めるメンバー表は、更新時期（年度末）に里親を継続する場合、毎年提出するものとする。

（実施団体の役割）

第5条 実施団体が行う道路施設等の管理に関する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱が適用される道路区域の美化及び清掃
- (2) 道路施設等の環境美化の情報の提供
- (3) その他道路施設等の管理にあたって必要な活動

2 前項の実施団体による道路施設等の管理は、無償とする。

3 第1項第1号の活動において発生するごみ等は、当該区域の属するごみの収集日に所定の収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により処理するものとする。

4 第1項第1号の活動に伴う作業を行うときは、事故等がないよう、安全に十分注意し、自己責任のもとで行うものとし、実施団体がこの要綱に基づく安全管理を怠ったため、第三者に損害を与えた場合は、実施団体が賠償するものとする。

（市の役割）

第6条 市長は、実施団体が行う道路施設等の管理活動に対して、必要に応じて次に掲げる助成を行うことができる。

- (1) 花壇の設置（花を植えられる空間の確保）
- (2) 実施団体に対するボランティア保険への加入
- (3) アダプトサイン（立て看板）の設置

(4) 清掃器具等の貸与（ほうき、塵取り、ごみ取バサミ、ごみ袋）

(5) その他活動に必要な助言

（アダプトの辞退）

第7条 実施団体となった者が、これを辞退する場合は、市長に道路施設等管理アダプト辞退届（第6号様式）を提出しなければならない。

（アダプト認定の取消し等）

第8条 市長は、実施団体の道路施設等の管理が適正に行われていない状況が見受けられた場合には、是正の勧告を行い、適正な管理を行うよう実施団体を指導することができる。

2 市長は、前項の指導を行ってもなお改善がみられないとき、又は前条の規定によりアダプトの辞退があったときは、実施団体の認定の取消しを決定し、道路施設等アダプト認定取消通知書（第7号様式）により実施団体に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の解釈に疑義を生じた事項については、その都度、「多摩市」と「実施団体」の互いで協議のうえ定めるものとする。

2 現在、道路植栽地使用に関する維持管理協定等を締結している団体については、有効期間終了後は、本要綱に継続されるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、道路施設等の管理に係るアダプト（里親）制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第4条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第8条関係）